

Non Profit Organization

特定非営利活動法人
設立手続の手引



館 林 市

この手引の目的

この「特定非営利活動法人設立手続の手引」は、これから特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を目指す市民の方を対象に、設立手続を中心に関係する法律・条例・規則等をわかりやすく解説し、申請手続の負担を軽減することを目的としています。

設立申請等に関する相談

この手引の他にも、設立に関する相談等を行っています。ぜひご利用ください。（詳しくは下記の担当課へお問い合わせください。）

○ 窓口での相談

館林市市民協働課において随時受け付けています。

○ ウェブサイト「館林市公式ホームページ」

本書に掲載されている申請書等の様式を入手（ダウンロード）することができます。

URL：<http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/>

この手引では、次の略称を使用しています。

法……特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

条例……群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年群馬県条例第38号）

規則……館林市群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行細則

（平成22年館林市規則第5号）

住民票…住民基本台帳法に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）長から交付された住民票の写し（市町村長が交付した書面であり、そのコピーではありません。）

担当課：館林市市民協働課（電話 0276-72-4111 内線687）

はじめに ～特定非営利活動促進法について～

特定非営利活動促進法（NPO法）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

NPO法の制定は、阪神・淡路大震災（平成7年）の際、ボランティア活動をはじめとする市民活動がその復興に重要な役割を果たしたことが大きな契機となりましたが、その後、NPO法人は、少子・高齢化の進行など社会経済環境が大きく変わる中で、多様化する社会のニーズを充足する存在として、着実に社会に定着しています。

平成28年6月に特定非営利活動促進法改正が行われ、一部を除いて平成29年4月から施行されました。今回の法改正では、制度の使いやすさと信頼性向上のための措置や情報公開の推進を図るための措置が行われるなど、NPO法人の健全な発展をより一層促進するための仕組みが整備されました。

この「特定非営利活動法人設立手順の手引」は、これからNPO法人の設立を目指す市民の方向けに、設立の手続等をわかりやすく解説し、申請手続の負担を軽減することを目的としています。

本書がNPO法人設立にあたってのマニュアルとして手軽に活用され、今後の市民活動の活性化に役立つことを願っています。

目 次

第1章 特定非営利活動法人とは何か

1 特定非営利活動法人とは	・・・	1
2 特定非営利活動法人になると何が変わるのか	・・・	2
3 特定非営利活動法人の要件	・・・	3
4 特定非営利活動法人の総会等に関すること	・・・	7

第2章 特定非営利活動法人の設立手続

1 設立認証手続の流れ	・・・	8
2 申請に必要な書類	・・・	11
3 法人の設立登記	・・・	15
4 設立登記後の手続	・・・	17

第3章 設立申請書類記載例

設立認証申請書	・・・	18
定款の作成について	・・・	19
役員名簿	・・・	38
就任承諾書及び誓約書	・・・	39
社員のうち10人以上の者の名簿	・・・	40
確認書	・・・	41
設立趣旨書	・・・	42
設立総会議事録	・・・	43
事業計画書	・・・	45
活動予算書	・・・	46

第4章 特定非営利活動法人の管理・運営

1 事業報告書の作成・提出、情報の公開等	・・・	48
2 役員変更の手続	・・・	50
3 定款変更の手続	・・・	50
4 登記事項の登記	・・・	53

第5章 特定非営利活動法人の解散・合併

- | | | | |
|---|--------------|-----|----|
| 1 | 特定非営利活動法人の解散 | ・・・ | 54 |
| 2 | 特定非営利活動法人の合併 | ・・・ | 56 |

第6章 所轄庁による監督・罰則

- | | | | |
|---|----------|-----|----|
| 1 | 所轄庁による監督 | ・・・ | 59 |
| 2 | 罰則 | ・・・ | 60 |

第1章 特定非営利活動法人とは何か

第1章 特定非営利活動法人とは何か

1 特定非営利活動法人とは

特定非営利活動法人（NPO法人）とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき設立された法人です。

特定非営利活動法人の法人格は、特定非営利活動促進法に定められた要件 注1を備えた団体が所轄庁の認証 注2を受け、法務局で登記をすることによって取得することができます。

単に「NPO」という場合、広く「民間非営利組織」のことを指しますが、「NPO法人」（特定非営利活動法人）という場合、特定非営利活動促進法により法人格を取得した団体のことを指します。

注1 法に定められた要件については、「3 特定非営利活動法人の要件」（3ページ）をご覧ください。

注2 設立手続については、「第2章 特定非営利活動法人の設立手続」（8ページ）をご覧ください。

参考

NPOとは

英語の「Non-Profit Organization」の頭文字をとった言葉で、日本語では「民間非営利組織」などと訳されます。営利を目的としない、ボランティア活動や市民活動等を行う「民間」の団体をいいます。

行政のように社会のことを考え、企業のように自由で柔軟性がある組織で、思いや情熱を共有した人たちが、職業や社会的立場に関係なく対等の立場で、社会や人のためになる事業を行う組織です。

NGOとは

英語の「Non-governmental Organization」（非政府組織）の略で、NPOが主に国内での活動が中心の組織に対して使われるのに対して、NGOはその活動や事業が主に人権、環境、平和などの世界的規模の問題に対して、国境を越えて取り組んでいる組織に対して使われます。

2 特定非営利活動法人になると何がかわるのか

特定非営利活動法人の法人格を取得すると、メリットもありますが、法人としての義務も伴います。

メリットは、団体の事情によって異なりますが、一般的に次のようなことが考えられます。

(1) メリット

- ・ 法人名で法律行為をすることができます。
法人名で、銀行口座の開設、不動産の登記、事務所の賃借契約等ができます。
- ・ 団体の社会的信用が高まります。
情報公開を通じて、団体の活動等に対する信頼と理解が深まります。
法に定められた法人運営により、組織基盤がしっかりし、責任が明確になります。

(2) 義務

- ・ 法人の運営は、法のルールに従うことになります。
例えば、毎年、事業年度終了後3か月以内に、前事業年度の事業報告書、活動計算書等を作成し、館林市へ提出しなくてはなりません。また、役員変更、定款変更などの場合には、届出や認証申請を行うことになります。
- ・ 法人の運営や活動について、事業報告書、活動計算書等を公開しなくてはなりません。
- ・ 毎年度、貸借対照表を公告しなければなりません。
※1 NPO 法改正（平成28年6月改正）により貸借対照表を公告することとなり、「資産の総額」の登記が不要となります。
※2 ただし、上記改正に伴う貸借対照表の公告は、平成30年10月1日から施行となります。そのため、それまでは、事業年度終了後2か月以内に資産の総額の変更の登記をしなくてはなりません。
- ・ 法人として、税法上、「人格のない社団等」並みに課税され、納税義務等が生じます。
- ・ 解散した場合の残余財産は、法で定めた法人又は行政機関に帰属し、個人には分配されません。

3 特定非営利活動法人の要件

特定非営利活動法人として法人格を取得することができる団体は、次の(1)～(13)の要件を満たす団体です。

- (1) 「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすること。(法第2条第2項)
- (2) 営利を目的としないこと。(法第2条第2項第1号)
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。(法第2条第2項第2号イロ)
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。(法第2条第2項第2号ハ)
- (5) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと。(法第3条第1項)
- (6) 特定の政党のために利用しないこと。(法第3条第2項)
- (7) 10人以上の社員を有すること。(法第12条第1項第4号)
- (8) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(法第2条第2項第1号イ)
- (9) 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。(法第15条)
- (10) 報酬を受ける役員の数、役員総数の1/3以下であること。(法第2条第2項第1号ロ)
- (11) 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。
また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の1/3を超えて含まれていないこと。(法第21条)
- (12) 会計は、法に定められた原則に従って行うこと。(法第27条)
- (13) 暴力団でないこと、暴力団員の統制の下にある団体ではないこと、暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。(法第12条第1項第3号)

※(1)～(13)の具体的な内容は、次ページ以降をご覧ください。

(1) 「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすること。(法第2条第2項)

特定非営利活動とは次のア、イの両方の要件を満たす活動です。(法第2条第1項)

ア 次の①から⑳に該当する活動であること

特定非営利活動促進法では、他の公益法人とのすみ分けのために、対象の活動を20分野に限定しています。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※⑳については群馬県では定めていません。

イ 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

「不特定かつ多数のものの利益」とは、法人の活動によって利益を受ける者が特定されず、広く社会一般の利益となることが基本になります。

構成員相互の利益（共益）を目的とする活動や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする活動は、特定非営利活動には該当しないことになります。

アとイの両方を満たす活動として行う事業を「特定非営利活動に係る事業」と言いますが、これに対し会員の相互扶助のために行う事業など「特定非営利活動に係る事業」以外の事業を「その他の事業」注と言い、「特定非営利活動に係る事業」に支障がない範囲で

「その他の事業」を行うことができます。

注 「その他の事業」については、7ページをご覧ください。

(2) 営利を目的としないこと。(法第2条第2項第1号)

営利を目的としないとは、いわゆる非営利のことです。非営利とは、構成員(役員、社員等)に利益を分配しないということです。

収益のでる事業ができないということではありません。また、活動を行う際に対価を受け取ったり、法人の役員やスタッフに報酬、給与等を支給することもできます。

(3) 宗教活動や政治活動を主目的としないこと。(法第2条第2項第2号イロ)

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

(4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。(法第2条第2項第2号ハ)

(5) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと。(法第3条第1項)

(6) 特定の政党のために利用しないこと。(法第3条第2項)

(7) 10人以上の社員を有すること。(法第12条第1項第4号)

「社員」とは、その団体の構成員として総会において議決権を持つ者を指します。

(8) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(法第2条第2項第1号イ)

特定の人を排除せず、希望者が誰でも自由に社員になれ、退会も自由でなければなりません。

社員の資格取得に条件を付けることは可能ですが、法人の目的、活動内容に照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。また、公序良俗に反してはいけません。

(9) 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。(法第15条)

役員とは理事及び監事のことをいいます。

理事は、社員や職員を兼ねることができます。

監事は、社員を兼ねられますが、理事や職員を兼ねることができません。

「成年被後見人又は被保佐人」、「破産者で復権を得ないもの」、「暴力団の構成員等」等に該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができないと定められています。（法第20条）

(10) 報酬を受ける役員の数、役員総数の1/3以下であること。（法第2条第2項第1号ロ）

ここでいう報酬とは、役員としての報酬です。理事が事務局職員などを兼務している場合、給与等を支給することはできます。また、会議に出席するための交通費などの実費は費用弁償であり、報酬ではありません。

(11) 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。
また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の1/3を超えて含まれていないこと。（法第21条）

役員総数が5人以下の場合、配偶者及び三親等以内の親族は1人も含まれてはいけません。役員総数が6人以上の場合、各役員につき配偶者及び三親等以内の親族1人を含むことができます。

(12) 会計は、法に定められた原則に従って行うこと。（法第27条）

- 1 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
 - ア 取引記録が、客観的で証明可能な証拠によって作成されていること。
 - イ 記録・計算が明瞭正確に行われ、かつ順序・区分など体系的に整然としていること。
 - ウ 取引記録の結果を総合することによって、簿記の目的に従い、法人の財産状態、財産管理の状態などを明らかにする財務諸表が作成できること。
- 2 計算書類及び財産目録は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- 3 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(13) 暴力団でないこと、暴力団員の統制の下にある団体ではないこと、暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと

及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。（法第12条第1項第3号）

「その他の事業」とは？

この法にいう「その他の事業」とは、特定非営利活動に係る事業以外の事業のことをいいます。その他の事業には、特定非営利活動に係る事業の活動資金を得るために行う収益事業や、会員の相互扶助のための共益事業などが該当します。

特定非営利活動法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限度において、その他の事業を行うことができます。

その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。また、その他の事業の収益は、特定非営利活動に係る事業のために使用しなくてはなりません。（法第5条）

4 特定非営利活動法人の総会等に関すること

法人のもっとも基本となる意思決定機関として社員総会があります。

法人は、社員総会を年1回以上開催しなくてはなりません。（法第14条の2）

また、定款変更、解散の決議、合併は総会での議決を経ないと行えません。（法第25条第1項、第31条第1項第1号、第34条第1項）

また、理事会の設置は法で定められていませんが、「法人の業務は、定款註に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する」（法第17条）と規定されていますので、実務運営上、理事会を設置するのが一般的です。

なお、平成24年4月1日施行の改正NPO法により、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます。

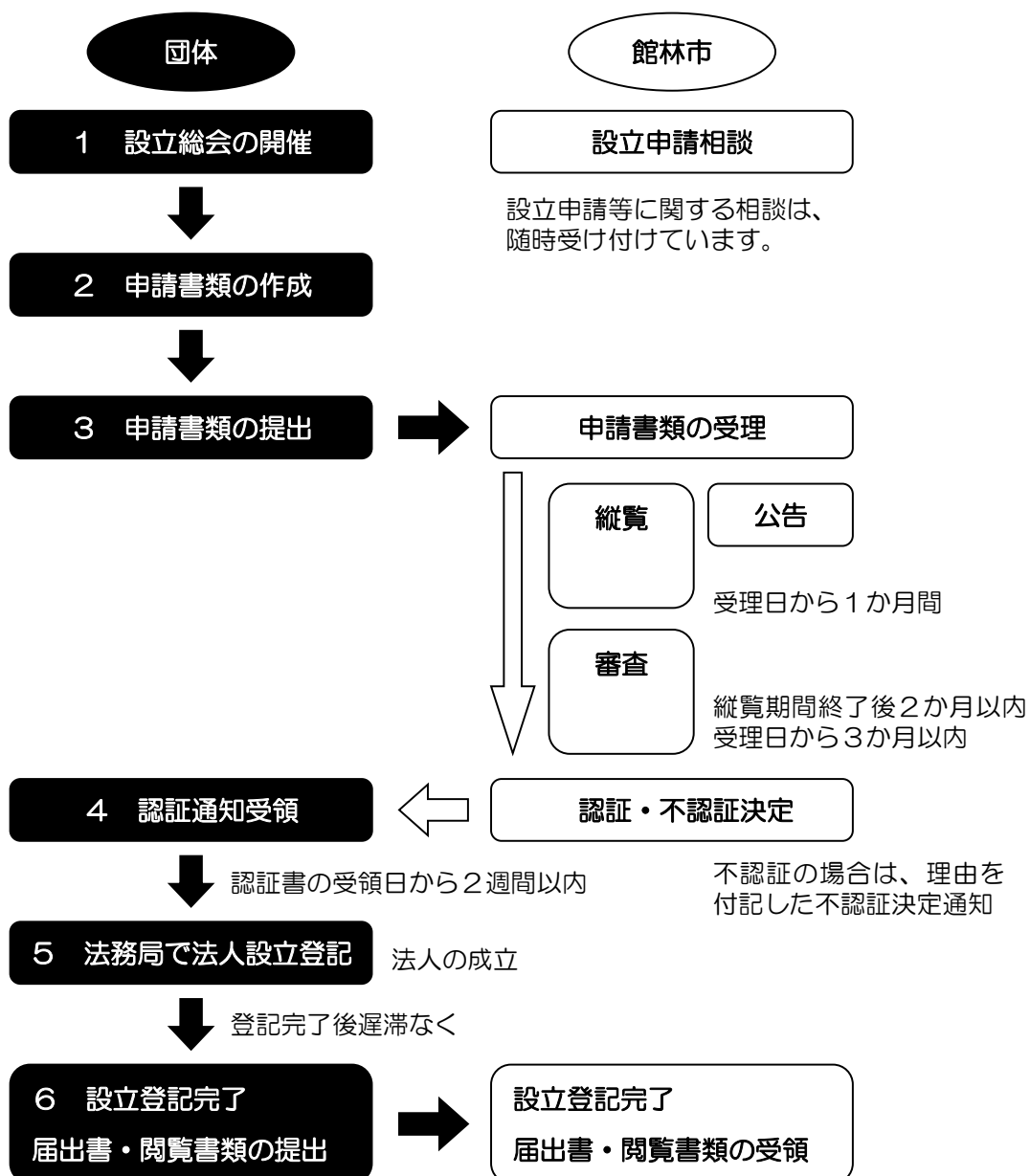
注 定款の作成については、「第3章 設立申請書類記載例」「定款の作成について」（19ページ）をご覧ください。

第2章 特定非営利活動法人の設立手続

第2章 特定非営利活動法人の設立手続

1 設立認証手続の流れ

特定非営利活動法人となるためには、団体で法人となる意思決定をし、所轄庁による設立の認証を得て、法務局で登記をする必要があります。



※ 手続の具体的な内容は、次ページ以降をご覧ください。

※ 申請を行ってから、法人が成立するまで2か月程度（最長で3か月と2週間）の期間が必要です。

(1) 設立総会の開催

法人の設立の意思決定を行い、①定款、②役員、③設立代表者、④設立初年度及び翌年度の事業計画・活動予算等を決め、⑤団体が法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当すること（特定非営利活動法人の要件^注を満たすこと）を確認します。

注 特定非営利活動法人の要件については、「第1章 特定非営利活動法人とは何か」「3 特定非営利活動法人の要件」をご覧ください。

(2) 申請書類の作成

館林市では、法人の設立申請等に関する相談を受け付けています。

申請書類の形式的な不備のチェックも行いますので、申請書類を提出する前にご相談ください。

申請先について

申請先は、主たる事務所の所在地によって異なります。館林市内のみに事務所がある法人については、館林市長あての申請となります。

(3) 公告・縦覧（法第10条第2項）

館林市は、申請書類を受理した後、申請があった旨及び①申請年月日、②申請した法人の名称、③代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤定款に記載された目的を公告します。

また、館林市市民協働課の窓口において、申請書の添付書類のうち、①定款、②役員名簿、③設立趣旨書、④設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、⑤設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書を、申請書が受理された日から1か月間、縦覧します。

これらの書類は、一般に公開されます。

(4) 認証又は不認証の決定（法第12条）

館林市は、縦覧期間経過後2か月以内（申請書を受理した日から3か月以内）に審査を行い、認証又は不認証を決定し、その旨を書面で通知します。不認証の通知をする場合は、理由も付記します。

(5) 法務局で法人設立登記（法第7条、組合等登記令第2条第1項、第11条第1項）

申請者は、認証書が到達した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄す

る法務局において法人設立の登記をしなければなりません。

従たる事務所がある場合には、設立登記後2週間以内にその事務所の所在地を管轄する法務局において登記しなければなりません。

この登記によって、特定非営利活動法人が成立し、第三者に対抗できることとなります。

(6) 設立登記完了届出書・閲覧書類の提出（法第13条第2項、規則第5条）

登記完了後遅滞なく、①設立登記完了届出書、②登記したことを証する登記事項証明書を館林市に提出しなければなりません。

また、閲覧用書類として、設立の時の財産目録、登記事項証明書の写しを館林市に提出しなければなりません。

2 申請に必要な書類

法人設立認証の申請に必要な書類は、次のとおりです。（法第 10 条）

提出書類は、官公署が発給する文書（住民票等）を除いて、A4判で作成してください。

記載例等は、館林市公式ホームページからファイル入手（ダウンロード）することができます。

URL <http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/>

NO	提出書類	部数	記載例 ページ
1	設立認証申請書（別記様式第1号）	1	18
2	定款	2	21
3	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2	38
4	役員の就任承諾書及び誓約書の謄本（写し）	1	39
5	各役員の住所又は居住を証する書面 （全役員の住民票等、申請日前6か月以内に交付されたもの）	1	—
6	社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	1	40
7	確認書（法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面）	1	41
8	設立趣旨書	2	42
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（写し）	1	43
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	45
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	46

※ それぞれの書類の具体的な内容は、第3章をご覧ください。

※ 2部提出する書類は、申請書を受理した日から1か月間縦覧する書類です。

(1) 設立認証申請書（別記様式第1号）

一般的には、設立総会等で設立代表者を選出し、申請者として、その者の住所、氏名を記載し作成します。（18ページ）

(2) 定款

定款とは、その法人の組織、活動等に関する基本的な事項を定めた規則のことです。（21ページ）

(3) 役員名簿

理事と監事の氏名、住所又は居所を記載します。また、報酬を受ける者と受けない者の区別がわかるよう、作成します。（38ページ）

なお、氏名、住所又は居所については、住民票等のおりに記載してください。

(4) 役員の就任承諾書及び誓約書の謄本（写し）（各役員が法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本）

役員が法第20条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第21条（役員の親族等排除）に違反しないことを誓約するとともに、就任を承諾する書面です。（39ページ）

※ 写し（コピー）を提出し、原本は団体に保管してください。

【参考】（役員の欠格事由）

法第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

【参考】（役員の親族等の排除）

法第 21 条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

（5）各役員の住所又は居住を証する書面

- ① 住民基本台帳法の適用を受ける人
→ 住民票（個人番号の記載がないもの）
 - ② 海外に住む日本人や外国人
→ 住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面（書面が外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付）
- ※ いずれも申請日前 6 か月以内に交付されたものを提出してください。

（6）社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

社員のうち 10 人以上の者の名簿を作成します。（40 ページ）
名簿は 10 人以上であれば何人でも構いません。法人が社員となっている場合は、法人の名称、代表者の氏名、所在地を記載してください。

（7）確認書（法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面）

法第 2 条第 2 項第 2 号（宗教活動・政治活動を主目的としないこと、選挙活動を目的としないこと）及び第 12 条第 1 項第 3 号（暴力団等でないこと）に該当することを確認したことを示す書面。

一般的には、設立総会等でこれらを確認し、確認したことを示す書面を作成します。

（41 ページ）

【参考】（定義）

法第 2 条第 2 項第 2 号 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと。

【参考】（認証の基準等）

法第12条第1項第3号 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
- ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

（8）設立趣旨書

法人を設立する趣旨と申請に至るまでの経緯を、第三者がわかるよう作成します。

（42ページ）

※ 2部のうち少なくとも1部は原本を提出してください。

（9）設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（写し）

一般的には、法人を設立することを決定した設立総会の議事録の謄本（写し）を提出します。（43～44ページ）

※ 写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管してください。

（10）設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

設立当初の事業年度及び翌事業年度の2年度分の事業計画書を作成します。（45ページ）
定款に定められた目的や事業との整合性・関連性が分かるように記載してください。

「特定非営利活動に係る事業」以外に「その他の事業」を行う場合は、区別して記載してください。

（11）設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

設立当初の事業年度及び翌事業年度の2年度分の活動予算書を作成します。

「特定非営利活動に係る事業」以外に「その他の事業」を行う場合は、区別して記載してください。（46ページ）

「その他の事業」を行う場合、その事業から収益が生じたら、「その他の事業」会計から「特定非営利活動に係る事業」会計へ繰り出さなければなりません。活動予算書には、経理区分振替額（その他事業のからの繰り出し・特定非営利活動に係る事業への繰り入れ）を記載してください。

3 法人の設立登記

認証書が到達した日（受領した日）から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記をしなければなりません。さらに、従たる事務所がある場合には、設立登記後2週間以内にその事務所を所轄する法務局において登記しなければなりません。

主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記することによって、はじめて法人が成立し、登記事項に関して第三者に対抗できることとなります。（法第13条第1項、第7条第2項、組合等登記令第11条第1項第1号）

(1) 登記事項（組合等登記令第2条）

法人の設立登記の際に登記する事項は次の6項目です。

- 1 目的及び業務
- 2 名称
- 3 事務所の所在場所
- 4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 5 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 6 別表の登記事項の欄に掲げる事項（資産の総額、代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め）

(2) 設立登記の際に必要な書類（組合等登記令第16条、第25条、商業登記法第19条）

設立登記の際に必要な書類は、申請書のほか、法人設立認証書、定款、代表権を有する者の資格を証する書面及び資産総額を証する書面などです。

「代表権を有する者の資格を証する書面」とは、設立当初の役員を記載した定款と役員就任承諾書のことをいいます。また、「資産総額を証する書面」は、「設立当初の財産目録」があれば足りません。

- 1 申請書
- 2 法人設立認証書
- 3 定款
- 4 役員就任承諾書
- 5 設立当初の財産目録
- 6 その他

(3) その他の注意事項

登記の際には、法人代表者の印鑑（例えば「特定非営利活動法人〇〇〇理事長の印」など）が必要になります。

法人代表者の印鑑は、一辺の長さが1 cmを超え、3 cm以内の正方形の中に収まるものなど、その規格等が定められています。

特定非営利活動法人の設立登記（変更登記）については、登録免許税が課税されません。

※ 登記に関する詳細は、必ず事務所の所在地を所轄する法務局にお問い合わせください。

館林市内に事務所がある法人の場合

前橋地方法務局

住 所 群馬県前橋市大手町2丁目3番1号（前橋地方合同庁舎4階）

電話番号 027-221-4466

4 設立登記後の手続

設立登記した法人は、遅滞なく、登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した設立登記完了届出書を館林市に提出しなければなりません。（法第 13 条第 2 項）

また、閲覧用書類として、登記事項証明書の写し、設立の時の財産目録を提出してください。（規則第 5 条）

なお、設立登記後、法人の事情に応じて、税金関係、労務関係などの手続が必要な場合がありますので、所轄する行政機関で手続を行ってください。

（1）設立登記完了届出書等の提出

設立登記完了後の届出書類は次のとおりです。

- 1 設立登記完了届出書（別記様式第 3 号）
- 2 登記事項証明書（1 部）
- 3 登記事項証明書の写し（コピー）（1 部）
- 4 設立の時の財産目録（2 部）

（2）行政機関への手続

設立登記後、法人の事情に応じて、税金関係、労務関係などの手続が必要な場合がありますので、所轄する行政機関で手続を行ってください。

税金に関すること	税務署、行政県税事務所、市町村税務担当課
労働保険に関すること	労働局、労働基準監督署、公共職業安定所
社会保険に関すること	日本年金機構年金事務所

第3章 設立申請書類記載例

申請書提出日

〇〇年〇月〇日

館林市長 様

設立総会で選出された設立代表者の個人の住所、氏名を住民票どおりに記載します。

申請者 住所又は居所 **群馬県館林市城町1番1号**

氏 名 **館林 太郎** (印)

電話番号 **0276-72-1111**

設 立 認 証 申 請 書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

1 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ○○○○

記

法人名に「特定非営利活動法人」が付く場合には、忘れずに記載します。

2 代表者の氏名

館林 太郎

設立総会で選出された法人の代表者（理事長等）の氏名を住民票どおりに記載します。

3 主たる事務所の所在地

群馬県館林市○町○丁目○番○号

○-○-○などと略さずに記載します。
アパート名等がある場合は、アパート名等も略さずに記載します。

4 その他の事務所の所在地

群馬県館林市□町□丁目□番地□

5 定款に記載された目的

この法人は、○○に対して、○○に関する事業を行い、○○に寄与することを目的とする。

定款に記載されている目的（定款例では第3条）を条文どおりに記載します。

定款の作成について

定款とは、その法人の組織、活動等に関する基本的な事項を定めた規則のことです。

法人は、法令の規定に従い、定款に記載された目的の範囲内で権利を有し、義務を負う（民法第34条）と定められており、定款は、法人を運営するための原則を定めると同時に、目的、事業内容などを社会的に明らかにするという意味があります。

(1) 定款の絶対的記載事項

定款の絶対的記載事項とは、法第11条の規定により、定款に必ず記載しなければならない事項です。

	絶対的記載事項	内 容	定款例の条文
1	目的	目的	3
2	名称	名称	1
3	特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類	法に定める20分野及び具体的な事業名	4、5
4	主たる事務所及びその他の事務所の所在地	その他の事務所はある場合のみ、最低でも市町村名まで記載	2
5	社員の資格の得喪に関する事項	会員種別、入会条件、会費、資格喪失の条件、退会、除名など	6～
6	役員に関する事項	種類及び定数、選任、職務、任期、解任、報酬など	13～
7	会議に関する事項	会議の種類、構成、権能、開催、招集、議長、定足数、議決数、議事録など（総会の招集方法は必ず記載）	21～
8	資産に関する事項	資産の構成、区分、管理など	40～
9	会計に関する事項	会計の方法、区分、予算、決算など	43～
10	事業年度	事業年度	50
11	「その他の事業」を行う場合には、その種類とその他当該「その他の事業」に関する事項	具体的な事業名、収益があった場合の充当など	5
12	解散に関する事項	事由、手続など	53
13	定款の変更に関する事項	手続など	52
14	公告の方法	合併や解散の際に債権者へ公告するための方法、貸借対照表の公告方法	56
15	設立当初の役員	役職名と氏名	附3

(2) 定款の相対的記載事項

定款の相対的記載事項とは、定款に必ず記載しなければならない事項（絶対的記載事項）の他に、定款に記載することによって法令が定める条件を変更することができる事項です。

団体に最も適した運営方法を考えて、必要に応じて定款に記載してください。

定款で特に定めのない場合は、法令の規定がそのまま適用されます。

相対的記載事項	内 容	定款例の条文
理事の代表権の制限	一人ひとりが法人を代表できる理事の代表権を制限することができます。	15
役員任期の伸長	法で定める2年以内の役員任期を社員総会が終結するまで伸長することができます。	16
臨時総会の開催請求に必要な社員数	法で定める臨時総会に必要な社員数1/5を増減できます。	24
総会の議決事項の事前通知原則の例外	総会における議決事項は事前に通知しなければなりません、例外規定をおくことができます。	28
総会の社員の書面表決、代理表決及び電磁的方法による表決の規定の変更	総会に関して社員の書面による表決及び代理人の出席が可能ですが、制限することができます。	29
理事などの役員に委任される法人の事務	定款の変更、合併、解散以外の事項について理事会で議決することができます。	32
総会の定款変更決議の特別多数要件の変更	社員の1/2以上の出席と、3/4以上の多数による定款変更の総会における議決を増減できます。	52
法定事由以外の解散事由	社員総会の決議、事業の成功の不能など法に定める事由以外の解散事由を定めることができます。	53
総会の解散決議の特別多数要件の変更	社員総数の3/4以上の多数による解散の総会における議決を増減できます。	53
解散時の残余財産の帰属先	残余財産の帰属先を特定非営利活動法人、他の公益法人などに指定することができます。	54
総会の合併決議の特別多数要件の変更	社員総数の3/4以上の多数による合併の総会における議決を増減できます。	55

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

「総会主導型」の定款例です。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇と称する。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 「NPO法人〇〇〇〇」と称することもできます。
- ※ 登記する際に、使用できない文字(符号)がありますので、特殊な場合は最寄りの法務局に相談してください。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県館林市〇町〇丁目〇番〇号に、従たる事務所を同県館林市□町□丁目□番地□に置く。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 地番まで記載する場合は、「〇-〇-〇」などと省略せずに記載してください。
- ※ 従たる事務所を置かない場合は、下線部は不要ですので削除してください。
- ※ 2つ以上の都道府県に事務所を置く場合、主たる事務所を置く都道府県(主たる事務所が館林市の場合は群馬県)が所轄庁となります。

(目的)

第3条 この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法人は定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うとされていますので、これらを明確にできる程度に具体的に記載してください。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇

：

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法の別表に掲げられている活動のうち、該当する活動を記載します。

別表（第2条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（群馬県では定めていません。）

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ① ○○事業
- ② ○○事業

：

（2）その他の事業

- ① ○○事業
- ② ○○事業

：

- ※ **必ず記載する事項、登記する事項です。**
- ※ 「その他の事業」を行わない場合は、(2)は不要です。この場合「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。」(下線部)を、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」と記載し、(1)〇〇事業、(2)〇〇事業・・・と事業名を記載することもできます。
- ※ 「その他の事業」とは、例えば特定非営利活動に係る事業の資金を得るために収益を目的に行う事業や会員相互の親睦を図るための事業などが考えられます。
- ※ 許認可が必要な事業については、定款へ記載する事業名が例示されています。そのような場合、事前に関係機関へ記載内容を確認することをおすすめします。(例：介護保険法に基づく事業など)

2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

※ 「その他の事業」を行わない場合は、第2項は不要です。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の〇種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

- ※ **必ず記載する事項です。**
- ※ 法上の「社員」にあたる会員を明確にします。
- ※ 活動会員、賛助会員など、正会員（社員）以外の種類の会員を定める場合は、正会員と区別して記載します。活動会員、賛助会員などを定めない場合は、記載する必要はありません。(下線部)

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

※ 必ず記載する事項です。

※ 正会員（社員）の資格取得に不当な条件を付けることはできません。条件を付ける場合は、目的などに照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

※ 入会金や会費がない場合は、記載する必要はありません。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。

（会員の資格喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき。
- （2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

※ 必ず記載する事項です。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

※ 退会が任意であることを明確にするために規定するものです。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この法人の定款、規則等に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。

（抛出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

※ 役員に関する事項は、必ず記載する事項です。

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人以上○○人以内
- (2) 監事 ○○人以上○○人以内

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

※ 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上でなければなりません。

※ 定数については、○○人以上あるいは○人と定めることもできます。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

※ 第3項及び第4項は、それぞれ法第21条、第19条の引用です。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

※ 理事長が法人を代表することを定め、他の理事の代表権を制限する場合は、必ず記載する必要があります。その場合、次の第2項も明記することが望ましい規定です。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

※ 副理事長が1人だけの場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」(下線部)は不要ですので削除してください。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※ 必ず記載する事項です。

※ 法第24条の規定により、役員任期は2年以内でなくてはなりません。

※ 第2項は、理事及び監事を総会で選任する場合にのみ規定することができます。

※ 第4項は、職務を行わなければならないだけで、理事又は監事であり続ける訳ではありません。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

※ 法第22条の引用です。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

※ 役員総数が5人までの場合は1人だけ、6～8人の場合は2人まで、9～11人の場合は3人まで（以下略）、役員報酬を受けることができます。

※ 役員報酬とは、あくまで役員としての報酬ですので、理事が事務局長など職員を兼ねている場合で、その労働の対価として支払われる賃金等は含まれません。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

※ 会議に関する事項は、必ず記載する事項です。

（種別）

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

- ※ 総会は、定款で理事会などの機関に委任された事項以外のすべての事項を決議する法人としての最高意思決定機関です。
- ※ (1) 定款の変更、(2) 解散、(3) 合併については、総会で議決しなければならず、理事会など他の機関に委任することはできません。
- ※ これ以外の事項は、理事会などの機関に委任することもできますが、その場合、他の条文と整合性をとってください。(この定款では、第8、14、18、19、45、48、49、51条が関連する条文です。)

(開催)

第24条 通常総会は、毎年〇回開催する。

- ※ 法第14条の2の規定により、毎年1回通常総会を開催しなければなりません。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

- ※ (2)の「5分の1」は定款で増減することもできます。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

- ※ 総会の招集方法は、必ず記載する事項です。
- ※ 第3項は、法14条の4の規定により、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。(「7日前まで」などと、それより以前にすることもできます。)

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

※ 総会の定足数について特に決まりはありませんが、運営実態や民主的な運営等を考え、最高意思決定機関としてふさわしい数を決定してください。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

※ 法第 14 条の 6 の規定により、あらかじめ通知しない事項についても、定款に規定することで議決することができます。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 法第 14 条の 9 の規定により、理事又は社員（正会員）が総会の目的である事項について提案した場合で、社員（正会員）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすことができます（いわゆるみなし総会決議）。その規定を入れる場合は、第 3 項として次のような規定となります。

「3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。」

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

※ 法第14条の9の規定による「みなし総会決議」を行った場合は、議事録に、(1)総会があったものとみなされた事項の内容 (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3)総会の決議があったものとみなされた日 (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 を記載する必要があります。これを規定する場合は、第3項として次のような規定となります。

「3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

※ 必ず記載する事項ではありませんが、理事会を設置する場合は、理事会の権能等を定款で定めておく必要があります。

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して○日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項、及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

※ 資産及び会計に関する事項は、必ず記載する事項です。

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

※ 事業の種類（この定款では第5条）に合わせて記載してください。

※ 定款に「その他の事業」の記載がない場合は、下線部は不要ですので削除してください。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

※ 「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性・明瞭性の原則、継続性の原則をいいます。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

※ 事業の種類（この定款では第5条）に合わせて記載してください。

※ 定款に「その他の事業」の記載がない場合は、下線部は不要ですので削除してください。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

※ 毎事業年度初めの 3 か月以内に事業報告書等を作成し、所轄庁に提出するとともに、事務所に備え置かなければなりません。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

※ 必ず記載する事項です。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- ※ 定款変更のための議決方法は、必ず記載する事項です。
- ※ 定款の変更は、必ず総会の議決が必要です。
- ※ 「4分の3以上」は、定款で増減することもできますが、定款で特に定めがない場合は、社員総数の2分の1以上が出席し、4分の3以上による議決が必要です。
- ※ 法第25条第3項に規定する事項の変更は、所轄庁の認証を受けなければ効力が発生しません。具体的には次の事項を変更する場合は認証が必要です。(これらを定款に列挙しても構いません。)
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) 他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る。)
 - (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

- ※ 解散に関する事項は、必ず記載する事項です。
- ※ 第2項の「4分の3以上」は定款で増減することもできます。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

- ※ 残余財産の帰属先は、法第11条第3項に掲げる者のうちから選定されなければなりません。
- ※ 具体的な譲渡先が決まっている場合は、「総会に出席した正会員の過半数をもって決した者」（下線部）に具体的な帰属先を規定することもできます。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- ※ 合併は、必ず総会の議決を必要とします。
- ※ 「4分の3以上」は定款で増減することもできます。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

- ※ **必ず記載する事項です。**
- ※ 解散及び合併の公告は、官報に掲載して行うこと（法第31条の10第4項）とされています。
- ※ 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告の方法については、次のように定めることもできます。
その場合、下線部について、下記の表現を参考に変更してください。
 - (1) 日刊新聞紙による公告
「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」
 - (2) 電子公告による公告
 - 1 法人のホームページを選択する場合
「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」
 - 2 内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合
「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。」

- 3 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の広告方法を定める場合
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」
- (3) 主たる事務所の公衆の見やすい場所
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」
- ※ 複数の方法を定める場合は、下線部は次のように記載します。
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」

第 9 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円
 - (2) 活動会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円
 - (3) 賛助会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円

- ※ 入会金及び会費を当面徴収しない場合、「次に掲げる額とする。」(下線部)を「当分の間、徴収しないこととする。」と記載してください。
- ※ この定款の第 6 条に規定する会員の種別ごとに区分して記載してください。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和〇年〇月〇日までとする。

- ※ 設立当初の役員は、**必ず記載する事項です。**
- ※ 法第 24 条の規定により、役員任期は 2 年以内でなくてはなりません。
- ※ 申請から認証まで必要な期間(2~3 か月程度、最長で 3 か月)を考慮し、任期を設定してください。
- ※ 役員が不在となる期間が生じないよう、通常総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日と事業年度の末日は 2~3 か月程度ずらしておいた方が望ましいと

言えます。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和〇年〇月〇日までとする。

※ 申請から認証まで必要な期間（2～3 か月程度、最大で3 か月）を考慮し、期間を設定してください。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	館林 太郎	理事長
〃	〇〇 〇〇	副理事長
〃	〇〇 〇〇	副理事長
〃	〇〇 〇〇	
監事	〇〇 〇〇	
〃	〇〇 〇〇	

定款の附則に記載されている
設立当初の役員と一致します。

役員名簿

「理事長」などの役職名は
備考欄に記載します。

住民票どおりに記載します。

特定非営利活動法人 ○○○○

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	館林 太郎	館林市城町1番1号	有	理事長
理事	○○ ○○	○○○-○○○などと略さずに住民票どおりに記載します。	無	副理事長
理事	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○	無	副理事長
理事	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号	無	
理事	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○	無	
監事	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号 ○○アパート○号室	無	
監事	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号	無	

法律上の役職名の「理事」「監事」の
いずれかを記載します。

設立総会日か、それ以降の日の就任を承諾した日を記載します。

〇〇年〇月〇〇日

特定非営利活動法人 〇〇〇〇 御中

写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管してください。

就任承諾書及び誓約書

〇-〇-〇などと略さずに住民票どおりに記載します。

住所又は居所

〇〇郡〇〇町大字〇〇番地の〇

理事か監事のいずれかを記載します。

氏名 〇〇 〇〇 (印)

住民票どおりに記載します。

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

法第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は、刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

法第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

「各役員住所又は居所を証する書面」（次の書面）を添付します。

- 1 住民基本台帳法の適用を受ける者 →住民票
- 2 外国に住む日本人や外国人 →住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面（翻訳者を明らかにした翻訳文を添付）

社員が10人以上いるか確認するためのものですので、社員を全員記載する必要はなく、10人以上の氏名及び住所又は居所を記載します。

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人 ○○○○

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	館林 太郎	館林市城町1番1号
2	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
3	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
4	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
5	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
6	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
7	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
8	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
9	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
10	株式会社 ○○○○ 代表取締役社長○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号

法人・団体会員の場合は、氏名欄に「法人・団体名」「代表者の氏名」を記載します。

確 認 書

特定非営利活動法人 ○○○○は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、**○○年○月○○日**に開催された設立総会において確認しました。

○○年○月○○日

設立総会日か、それ以降の日の作成した日を記載します。

○-○-○などと略さずに住民票どおりに記載します。

特定非営利活動法人 ○○○○

設立代表者 住所又は居所

館林市城町1番1号

氏名 **館林 太郎**



住民票どおりに記載します。

法第2条第2項第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

法第12条第1項第3号

- ・暴力団でないこと。
- ・暴力団の統制下にある団体でないこと。
- ・暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと。
- ・暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

法人の目的や設立する理由、法人が行う活動、事業の必要性、設立に至るまでの経緯などを第三者にも分かるよう記載します。
形式や表現は特に規定されていません。
2部のうち少なくとも1部は原本を提出してください。

2 設立申請に至るまでの経過

〇〇年〇月〇〇日

設立総会日か、それ以降の日の作成した日を記載します。

〇-〇-〇などと略さずに住民票どおりに記載します。

特定非営利活動法人 ○○○○

設立代表者 住所又は居所

館林市城町1番1号

氏名 館林 太郎

印

住民票どおりに記載します。

写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇月〇〇日 午前10時～午前11時30分
- 2 場 所 〇〇〇〇（〇〇市〇町〇丁目〇番〇号）所在地も記載してください。
- 3 出席者数 〇〇人（うち委任状による出席者〇〇人、書面又は電磁的方法による出席者〇〇人）

4 審議事項

- 第1号議案 特定非営利活動法人 〇〇〇〇設立の件
- 第2号議案 定款に関する件
- 第3号議案 役員に関する件
- 第4号議案 事業計画及び活動予算に関する件
- 第5号議案 入会金及び会費に関する件
- 第6号議案 事務所の所在地に関する件
- 第7号議案 確認書に関する件
- 第8号議案 設立代表者選任に関する件

5 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 開会

総会成立の要件を満たしていることが報告され、本総会が成立することを確認した。

(2) 議長の選出

議長の選任について諮ったところ、〇〇 〇〇氏が満場一致で選出された。

(3) 議案の審議

第1号議案 特定非営利活動法人 〇〇〇〇設立の件

設立趣旨書を配付し、この趣旨で特定非営利活動法人 〇〇〇〇を設立したい旨を諮ったところ、異議なく可決された。

第2号議案 定款に関する件

定款案を配付し、逐条審議したところ、原案どおり異議なく可決された。

第3号議案 役員に関する件

議長から役員について諮り、審議の結果、理事に館林 太郎氏、〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏、監事に〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏とすることを全員異議なく決定した。また、理事のうち館林 太郎氏を理事長に、〇〇 〇〇氏及び〇〇 〇〇氏を副理事長にすることを全員異議なく承認した。

第4号議案 事業計画及び活動予算に関する件

議長から平成〇〇年度及び平成〇〇年度の事業計画案並びに活動予算案を

説明し、審議したところ、原案どおり異議なく可決された。

第5号議案 入会金及び会費に関する件

議長から、正会員の入会金は〇〇〇〇円、年会費は〇〇〇〇円、活動会員の入会金は〇〇〇〇円、年会費は〇〇〇〇円、賛助会員の入会金は〇〇〇〇円、年会費は〇〇〇〇円としたい旨を諮ったところ、異議なく可決された。

第6号議案 事務所の所在地に関する件

議長から、法人の事務所の所在地について諮り、審議の結果、群馬県館林市〇町〇丁目〇番〇号とすることを満場一致で決定した。

第7号議案 確認書に関する件

特定非営利活動法人 〇〇〇〇が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号の規定に該当することを、満場一致で確認した。

第8号議案 設立代表者選任に関する件

議長から、館林市に対する設立認証申請等の法人の設立手続きに関する設立代表者を選任し、申請手続上の一切の権限（申請書類の軽微な事項の修正を含む）を委任したい旨を諮り、審議の結果、館林 太郎氏を設立代表者として選任することを満場一致で決定した。

(4) 閉会

6 議事録署名人選任の件

議長から、本日出席の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を議事録署名人として選任したい旨を諮ったところ、満場一致で選任された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇月〇〇日

議長 〇〇 〇〇 (印)

議事録署名人 〇〇 〇〇 (印)

同 〇〇 〇〇 (印)

設立当初の年度と2年目の年度についてそれぞれ作成します。

〇〇年度 活動予算書

××年×月×日から××年×月×日まで

設立当初の年度の始期は「法人成立の日から」と記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		××
施設等受入評価益	×××		××
.....	×××		××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		××
.....	×××		××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息			×××
雑収益			×××
.....			×××
経常収益計		×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			×××
法定福利費			×××
退職給付費用			×××
福利厚生費			×××
.....			×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××

その他の事業を実施しない場合は、「その他の事業」欄を設けず、表の脚注に「※その他の事業を実施しない」旨を記載します。

事業費と管理費について、**人件費**と**その他経費**に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

事業費：法人の目的とする事業を行うために直接要する人件費やその他の経費
管理費：各種の事業を管理するための経費で、総会等の開催運営費、事務所の賃借料、光熱水費など

人件費と**その他経費**に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

その他の事業で得た利益の振替額です。

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致します。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致します。

その他の事業の貸借対照表を別業表示しないこととする場合には、正味財産額の内訳は表示しません。

第4章 特定非営利活動法人の管理・運営

第4章 特定非営利活動法人の管理・運営

1 事業報告書の作成・提出、情報の公開等

(1) 事業報告書等の作成及び備置き（法第28・29条、条例第8条）

法人は、毎事業年度の初めの3か月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し、館林市に提出する必要があります。

作成、提出しなければならない書類は、次の①～⑥の書類です。

<提出書類>

① 事業報告書等提出書（別記様式第8号）	提出部数 正本：1部 副本：1部
② 事業報告書	
③ 計算書類 ・活動計算書 ・貸借対照表	
④ 財産目録	
⑤ 年間役員名簿 （前事業年度において役員であったことがあった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	
⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿 （前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕及び住所又は居所を記載した書面）	

(2) 情報公開（法第28条第3項）

法人は、（1）で作成した事業報告書等のほか、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をその法人のすべての事務所に備え置く必要があります。なお、事業報告書については、「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」事務所に備え置く必要があります。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければならず、また、館林市においても、提出された上記の書類（過去5年分）について、一般からの閲覧又は謄写の請求に対して応じることとなります。

閲覧させなければならない書類は、次のア～ウの書類です。

ア 事業報告書	① 事業報告書
	② 計算書類 ・活動計算書 ・貸借対照表
	③ 財産目録
	④ 年間役員名簿 （前事業年度において役員であったことがあった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）

	⑤ 社員のうち 10 人以上の者の名簿 (前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕及び住所又は居所を記載した書面)
イ 役員名簿	役員名簿(事業報告書のものとは別に最新のものを備え置く)
ウ 定款等	① 定款(最新のものを備え置く)
	② 認証書の写し(認証に関する書類の写し)
	③ 登記事項証明書の写し
<p>なお、法人の設立後又は合併後、最初の年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書が作成されるまでの間は、設立時又は合併時の事業計画書、活動予算書、財産目録を備え置くことになります。</p>	
<p>◆認証の取り消し 法人が、3年以上これらの書類を提出しない場合には、所轄庁はその法人の設立の認証を取り消すことができると規定されています。(法第 43 条第 1 項)</p>	
<p>◆過料処分 法人が、これらの書類の提出を怠ったときは、法人の理事、監事又は清算人は 20 万円以下の過料に処せられることが規定されています。(法第 80 条第 5 項)</p>	

2 役員変更の手続

役員変更等届出書の提出（法第23条第1項、規則第6条）

法人は、役員が変更した場合又は役員の氏名、住所若しくは居所に異動があった場合には、役員変更等届出書（規則別記様式第4号）を館林市に提出しなければなりません。

役員の変更等の届出が必要な変更事項は、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の異動、改姓又は改名の場合です。

補欠の場合又は増員によって就任した場合は、その旨を付記してください。

◆役員が新たに就任した場合

この場合、届出を行う際に、任期満了と同時に再任された場合を除いて、次の書類を届出所とともに提出しなければなりません。

<提出書類>

- | |
|-------------------------|
| ① 就任承諾書及び誓約書の謄本 |
| ② 役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） |
| ③ 変更後の役員名簿（2部） |

◆役員が任期満了と同時に再任された場合

この場合にも、「役員変更等届出書」を提出してください。役員変更等届出書の変更事項欄は「再任」と記入してください。全員が再任の場合でも届出が必要です。

3 定款変更の手続

定款の変更を行う場合には、法人の社員総会により定款変更の議決を行い、館林市の認証を受ける必要があります。

ただし、所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の定数の変更などの以下の（3）①～⑧に掲げる事項のみに係る変更の場合には、館林市の認証は不要であり、館林市に対する届出のみが必要となります。

（1）定款変更の議決（法第25条）

定款を変更するには、定款の規定に従い、社員総会において議決しなければなりません。この議決は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数により行う必要があります。

（2）定款変更の認証申請（法第25、26条、条例第5条、規則第7条）

※ 定款変更の認証が必要ない場合の手続は、（3）を参照

社員総会を開催して定款変更の意思決定がなされたら、必要な書類を整え、館林市に申請を行います。

定款の変更が所轄庁の変更を伴わない場合と伴う場合とで、提出書類等が異なります。

ア 所轄庁の変更を伴わない場合

定款変更の議決がなされたら、次の書類を館林市に提出して、認証を受けます。

<提出書類>

① 定款変更認証申請書（規則別記様式第5号）	
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）	
③ 変更後の定款（2部）	
④ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）※	
⑤ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）※	

※ ④、⑤は定款変更の内容が、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業の種類等に関する場合のみ提出を要します。

イ 所轄庁の変更を伴う場合

◆所轄庁の変更を伴う場合とは？

所轄庁は、法人の主たる事務所の所在地により異なりますので、主たる事務所の所在地に変更（群馬県から他の都道府県又は政令指定市）があった場合、所轄庁が変更になります。

この場合、定款変更の認証申請は、群馬県を經由して新たな所轄庁に対し行う必要があります。

具体的には、次の書類を提出することになりますが、申請書の様式や、添付書類の提出部数は、所轄庁によって異なりますので、事前に各所轄庁に相談してください。

<提出書類>

① 定款変更認証申請書（変更後の所轄庁の定めた様式による）	
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	
③ 変更後の定款	
④ 役員名簿（役員の氏名・住所又は居所及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	
⑤ 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3項に該当することを確認したことを示す書面	
⑥ 直近の事業報告書等（※1）	
⑦ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（※2）	
⑧ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（※2）	

(※1) 法人の設立後、最初の年度の事業報告書が作成されるまでの間は、設立認証に際しての法第10条第1項第7号の事業計画書、同条第8号の活動予算書並びに設立に際しての法第14条の財産目録をもって替えることとなります。また、合併後において、最初の年度の事業報告書が作成されるまでの間もこれと同様の取扱になります。

(※2) 定款変更の内容に、特定非営利活動の種類並びに特定非営利活動に係る事業及びその他の事業に関する内容が含まれる場合に提出します。

(※3) 群馬県が変更後の所轄庁になる場合、定款変更認証申請書（規則別記様式第5号）に上記②～⑧の書類のうち③④⑦⑧の書類を2部、②⑤⑥の書類を1部添付して提出してください。

◆定款変更認証に係る所轄庁における処理

所轄庁に定款変更の認証申請があった場合の手続については、法人の設立認証申請があった場合の手続が準用されています。

ア 公告

館林市は、定款変更の認証申請があったときは、次の事項を館林市役所掲示板に登載して公告します。

- ①申請のあった年月日、②申請に係る特定非営利活動法人の名称、③代表者の氏名
- ④主たる事務所の所在地、⑤定款に記載された目的

イ 縦覧

館林市市民協働課の担当窓口において、定款変更認証申請書に添付された書類のうち次の書類を、申請書が受理された日から1か月間縦覧します。

- ① 変更後の定款
- ② 役員名簿（ただし、所轄庁の変更を伴う定款変更により知事に定款変更申請があった場合）
- ③ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
（ただし、特定非営利活動の種類並びに特定非営利活動に係る事業及びその他の事業等に係る定款変更申請があった場合）

ウ 認証又は不認証

館林市は、縦覧期間経過後2か月以内（申請書が受理された日から3か月以内）に審査を行い、認証又は不認証を決定し、その旨を書面で通知します。

(3) 定款変更の届出（法第25条第6項、条例第6条、規則第8条）

※ 定款変更の認証が必要な場合の手続については、(2)を参照

次の1)～8)の事項についての定款変更は、届出のみで足りません。

この場合、定款変更の議決がなされたら、遅滞なく館林市に「定款変更届出書」（規則別記様式第6号）を提出しなければなりません。

- 1) 事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）
- 2) 役員の定数の変更
- 3) 資産に関する事項の変更
- 4) 会計に関する事項の変更
- 5) 事業年度の変更
- 6) 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く。）
- 7) 公告の方法の変更
- 8) 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員・顧問等に関する事項に関する事項。）

<提出書類>

① 定款変更届出書（別記様式第6号）	提出部数 ①②：1部 ③：2部
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	
③ 変更後の定款	

(4) 定款変更に係る登記（組合等登記令第3条、第13条）

法人は、定款変更によって登記事項に変更が生じた場合は、認証の日から、主たる事務所においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければなりません。

※ 登記事項については、組合等登記令（第2条）を参照

(5) 定款の変更の登記完了提出書の提出（法第25条第7項、規則第9条）

法人は、定款変更に伴う登記事項の変更の登記を行った際、遅滞なく、登記事項証明書及び変更後の定款を添えて（定款変更認証の場合に限る）「登記完了提出書」を館林市に提出する必要があります。

<提出書類>

	提出部数
① 定款の変更の登記完了提出書（別記様式第7号）	①：1部 ②：2部（うち1部はコピー） ③：2部
② 登記事項証明書	
③ 変更後の定款 ※定款変更認証の場合に限る	

4 登記事項の登記

役員の変更や定款変更、資産の総額の変更などによって、登記事項に変更が生じた場合は、事務所の所在地を管轄する法務局において、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければなりません。（法第7条、組合等登記令第3条第1項、第11条第3項）

ただし、資産の総額の変更登記は、毎事業年度末日現在の額により事業年度終了後3か月以内に行えばよいとされています。（組合等登記令第3条第3項）

登記についての詳細は、管轄の法務局にお問い合わせください。

◆登記が必要となる事項〔組合等登記令第2条第2項〕

- 1 目的及び業務
- 2 名称
- 3 事務所の所在場所
- 4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 5 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 6 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（特定非営利活動法人関係 → 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め）

第5章 特定非営利活動法人の解散・合併

第5章 特定非営利活動法人の解散・合併

1 特定非営利活動法人の解散

特定非営利活動法人は、次の事由により解散することとなりますが、解散事由によって、館林市から認定を受けたり、又は館林市に対し解散届出書を提出する必要があります。

【解散事由】（法31条第1項）

1 社員総会の決議

- 社員総会において、定款に特別の定めのある場合のほか、社員総数の4分の3以上の承諾をもって解散の決議をし、解散することができます。

2 定款で定めた解散事由の発生

3 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- 法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散については、館林市の認定が必要となります。

4 社員の欠亡 社員が全くいなくなった場合、解散となります。

5 合併 「2 特定非営利活動法人の合併(→56ページ)」をご覧ください。

6 破産手続開始の決定

- 法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の請求により又は職権により破産手続開始の決定をすることになります。

7 法第43条の規定による設立の認証の取消し

- 3年以上にわたって事業報告書等を提出しないとき、改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないときなどは、法人の設立の認証を取り消すことがあります。

【解散及び清算に係る事務手続の流れ】

解散事由	解散の手順	清算の手順
<ul style="list-style-type: none"> 社員総会の決議 定款で定めた解散事由の発生 社員の欠亡 	解散 → 解散の届出	定款で残余財産の帰属先が規定されている場合 清算終了届出 → 残余財産帰属
<ul style="list-style-type: none"> 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 	認定申請 → 市長の認定 → 解散	定款で残余財産の帰属先が規定がない場合 認証申請 → 認証 → 清算終了届出 → 残余財産帰属
<ul style="list-style-type: none"> 法第43条の規定による設立の認証の取消し 	解散	清算終了届出 → 残余財産帰属
<ul style="list-style-type: none"> 合併 	解散	
<ul style="list-style-type: none"> 破産手続開始の決定 	解散 → 解散の届出	

(1) 解散の認定申請（法第31条第2項、第3項、規則第12条）

- 「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散は、館林市の認定がなければ効力を生じません。
- したがって、法人は、この事由により解散しようとするときは、解散認定申請書（規則別記様式第9号）に目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証

- **する書面**(例えば、社員総会の議事録の謄本など)を添付して館林市に提出しなければなりません。

(2) 解散の届出(法第31条第4項、規則第13条第1項)

- 法人が、上記の解散事由の①②④または⑥の事由によって解散した場合には、清算人は、**解散届出書(規則別記様式第10号)**と**解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書**を館林市に提出しなければなりません。

(3) 清算に関する手続

- 清算中に就任した清算人は、清算人就任届出書(規則別記様式第11号)に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて館林市に提出しなければなりません。(法第31条の8、規則第13条第2項)
- 清算が終了したときは、清算人は、清算終了届出書(別記様式第13号)に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて館林市に提出しなければなりません。(法第32条の3、規則第15条)

◆清算人とは?(法第31条の5、法第31条の6、法第31条の7)

法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事が清算人になります。ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人となります。

なお、裁判所は、清算人がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができます。また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を解任することができることになっています。

(4) 残余財産の帰属(法第32条、法第11条第3項)

- 解散した法人の清算によって、残余財産がある場合、館林市に清算終了届出書を提出した時点で、定款に定めるところにより、その帰属先に帰属することになります。
- 残余財産は社員に分配することはできず、定款において残余財産の帰属先を定める場合には、次に掲げる者のうちから選定しなければなりません。

- | | |
|------------------|----------|
| ① 他の特定非営利活動法人 | ④ 学校法人 |
| ② 国又は地方公共団体 | ⑤ 社会福祉法人 |
| ③ 公益社団法人又は公益財団法人 | ⑥ 更正保護法人 |

- 定款に残余財産の帰属先について特に定めがない場合、清算人は残余財産譲渡認証申請書(規則別記様式第12号)を館林市に提出し、その認証を受けて残余財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。(法第32条第2項)
- 定款に残余財産の帰属先の定めがなく、かつ清算人が認証申請をしなかった場合又は認証申請をして不認証になった場合、残余財産は最終的に国庫に帰属します。(法第32条第3項)

2 特定非営利活動法人の合併

特定非営利活動法人は、社員総会の議決を行い、所轄庁の認証を得た後に、登記することによって他の特定非営利活動法人と合併することができます。（法第 33 条、34 条）

(1) 合併の議決（法第 34 条第 1 項、第 2 項）

法人が合併をするには、社員総会の議決を経なければなりません。
この議決は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の多数をもって行う必要があります。

(2) 合併の認証申請

社員総会の議決後、所轄庁へ合併の認証申請を行います。所轄庁（申請先）は、合併後の事務所の所在地で決まります。

- ＞ 館林市内のみに事務所がある法人・・・館林市長
- ＞ 館林市以外の市町村にも事務所がある法人

・・・主たる事務所が所在する都道府県知事又は政令指定市長

合併の認証申請手続きについては、設立の認証申請の手続きが準用されており、次の書類を館林市に提出しなければなりません。（法第 34 条第 3 項、条例第 10 条）

<提出書類>

① 合併認証申請書（規則別記様式第 1 4 号）	提出部数 ①、②、⑤～⑧ ：各 1 部 ③、④、⑨～⑪ ：各 2 部
② 合併の議決をした各法人の社員総会の議事録	
③ 定款	
④ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	
⑤ 役員の就任承諾書及び誓約書の謄本（写し）	
⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面	
⑦ 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	
⑧ 確認書（法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面）	
⑨ 合併趣旨書	
⑩ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	
⑪ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	

※ 様式は、設立申請の様式に準じます。

※ 群馬県以外の所轄庁に申請する場合は、その所轄庁に様式、提出部数等を確認してください。

◆合併認証に係る所轄庁における処理

所轄庁に合併の認証申請があった場合の手続については、法人の設立認証申請があった場合の手続が準用されています（法第34条第5項）。

ア 公告

館林市は、合併認証申請があったときは、次の事項を館林市役所掲示板に登載して公告します。

- ①申請のあった年月日、②申請に係る特定非営利活動法人の名称、③代表者の氏名
- ④主たる事務所の所在地、⑤定款に記載された目的

イ 縦覧

館林市は、合併認証申請書に添付された書類のうち次の書類を受理した日から1か月間、館林市市民協働課窓口において縦覧します。

- ①定款、②役員名簿、③合併趣旨書、④事業計画書、⑤活動予算書

ウ 認証又は不認証

館林市は、縦覧期間経過後2か月以内（申請書を受理した日から3か月以内）に審査し、認証又は不認証の決定を行います。

(3) 合併認証後に必要な手続き（法第35条、第36条第2項）

所轄庁から合併の認証を受けた法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば（注）一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法第35条）

（注）「一定の期間内」の期間は、2月を下回ってはなりません。

債権者が異議を述べたときは、合併によりその債権者を害するおそれがない時を除き、その債権者に弁済するか、相当の担保を提供するか又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければなりません。（法第36条第2項）

(4) 合併に係る登記（組合等登記令第8条、第13条）

法人は、合併に必要な手続を終了した日から、主たる事務所においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、合併後存続する法人については変更の登記、合併により消滅する法人については解散の登記、合併により設立した法人については設立の際と同様の事項を登記しなければなりません。（組合等登記令第8条、第13条）

(5) 「合併登記完了届出書」及び「閲覧用書類」の提出（法第39条第2項、規則第16条）

合併に係る登記をした後には、速やかに館林市に対し登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した合併登記完了届出書（規則別記様式15号）を提出する必要があります。（法第39条第2項、第13条第2項及び第14条、規則第17条）

あわせて閲覧用書類として、次の書類を館林市に提出してください。

なお、認証を受けた者が設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります。（法13条第3項）

<提出書類>

① 法第35条第1項の合併の時の財産目録（2部）

② 登記事項証明書（原本1部、写し1部）

第6章 所轄庁による監督・罰則

第6章 所轄庁による監督・罰則

1 所轄庁による監督

法人に対する所轄庁の監督事項として、次の（１）～（３）が規定されています。

（１） 報告及び検査（法第41条第1項）

・ 法人が、法令、法令に基づいた行政庁の処分又はその法人の定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、館林市は次のように法人に報告を求めたり、職員に調査をさせることができると規定されています。

- 1 法人にその業務若しくは財産の状況に関し報告を求める。
- 2 必要に応じて、職員に、法人の事務所その他の施設に立ち入り、その法人の業務、財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（２） 改善命令（法第42条）

・ 館林市は、次の場合に、法人に対して期限を定めて、改善のために必要な措置を採るよう命じることができます。

- 1 法人が次の要件を欠くに至ったと認めるとき。
 - ア 営利を目的としない団体であること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ウ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
 - エ 宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - オ 政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - カ 選挙活動を目的とする団体ではないこと。
 - キ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
 - ク 10人以上の社員を有すること。
- 2 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反していると認めるとき。
- 3 法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき。

（３） 設立の認証の取消し（法第13条第3項、第43条第1項、第2項）

・ 館林市は、次の場合に、法人の設立の認証を取り消すことができます。

- 1 設立の認証を受けた者が、設立の認証があった日から6か月を経過しても設立の登記をしないとき。
- 2 法人が、（２）の改善命令に違反し他の方法によって監督の目的を達することができないとき。
- 3 3年以上にわたって、法第29条の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないとき。
- 4 法人が法令に違反し、改善命令による改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法によって監督の目的を達することができないとき。

2 罰則

法の規定に違反した場合の罰則として、次の(1)～(3)が規定されています。

(1) 50万円以下の罰金(法第78、79条)

次の①及び②に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。

- 1 正当な理由がないのに、上記1(2)の改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者。(法第78条)
- 2 法人の代表者若しくは管理人又は代理人、使用人その他の従業員が法第42条の改善命令に違反した場合はその行為者及びその法人。(法第79条)

(2) 20万円以下の過料(法第80条)

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合には、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処されます。

- 1 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき。(法第80条1)
- 2 法人設立に際して法第14条に規定されて財産目録の備え置きを行わず、又は、その財産目録に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。(法第80条2)
- 3 役員の変更等の届出又は定款変更の届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。(法第80条3)
- 4 法第28条第1項に規定された事業報告書等及び役員名簿等を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。(法第80条4)
- 5 定款の変更に係る登記事項証明書等の届出、事業報告書等の提出を怠ったとき。
- 6 理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定(法31条の3第2項、法31条の12第1項)の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき。(法第80条6)
- 7 清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等(法31の10第1項)及び破産手続き開始の申し立てに関する公告(法31の12第1項)の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。(法第80条7)
- 8 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定(法35条第1項)に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。(法第80条8)
- 9 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の意義に対する弁済等の規定(法35条第2項、法36条第2項)に違反したとき。(法第80条9)
- 10 上記1(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。(法第80条10)

(3) 10万円以下の過料(法第81条)

- 名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者。(法第81条)

特定非営利活動法人設立手順の手引

令和元年5月発行

館林市 市民協働課市民協働係

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号

TEL 0276-72-4111 (内線687)

URL <http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/>

E-mail kyodo@city.tatebayashi.gunma.jp
